

欧州特許庁（EPO）審判部、先行技術を構成する技術水準の解釈
についての拡大審判部審決を公表

2025年7月28日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）審判部は、2025年7月2日、先行技術に関して技術審判部から付託された質問を受けた拡大審判部の審決（G1/23）を公表し、同庁ウェブサイトにて本件に関するプレスリリースを公表した。

1. 背景

審決 G1/92 では、技術水準について、次の審決が示されている。

「製品の化学組成は、組成を分析する特別な理由を特定できるかどうかにかかわらず、製品自体が公衆に利用可能であり、かつ、当業者によって分析及び再現できる場合、技術水準[の一部]である。」（段落 7.）

また、審決 G1/92 では、上記審決を導く際に、次の説明が行われている。

「[1] 当業者が製品の組成又は内部構造を発見することが可能である場合、[2] 過度の負担なくそれを再現することができる場合、製品及びその構成又は内部構造は共に技術水準となる。」（段落 10.）

技術審判部は、2023年6月27日、審決 G1/92 に関連した技術水準の判断について、以下の3点の質問を拡大審判部に付託した。

- ① 欧州特許出願日前に上市された製品は、その組成又は内部構造をその日以前に当業者が過度の負担なく分析し、再現することができなかったという理由だけで、EPC 第 54 条第 2 項の意味における技術水準から除外されるのか？
- ② 1 番目の質問に対する答えが no である場合、当該製品の組成又は内部構造が出願日前に当業者によって過度の負担なく分析及び再現できたか否かにかかわらず、出願日前に公衆に利用可能であった当該製品に関する技術情報（例えば、技術パンフレットの発行、非特許文献又は特許文献）は、EPC 第 54 条第 2 項の意味における技術水準に属するか？
- ③ 1 番目の質問に対する答えが yes 又は 2 番目の質問に対する答えが no である場合、製品の組成又は内部構造を審決 G 1/92 の意味において過度の負担なく分析及び再現できたか否かを判断するためには、どの基準を適用すべきか。特に、製品の組成及び内部構造が完全に分析可能であり、同一に再現可能であることが要求されるか？

2. 拡大審判部の審決

(1) 質問 1 について

G1/92 には、製品が再現可能でなければならないという要件（再現性の要件）が明示されている（段落 12.）。そして、製品を再現するには、市場から容易に入手可能な形態で製品を入手する方法と、当業者自身の技術的能力に応じて自らが製品を製造する方法の 2 通りがある（段落 32.-33.）。G1/92 の再現性の要件は、後者のみならず前者も含むと解釈されるべきである（段落 73.）。

したがって、（前者の意味での再現性を満たせば技術水準となるので）後者の意味での再現性を満たさないからという理由のみで技術水準から除外されるのか、という質問 1 への回答は「no」となる（段落 80.）。

(2) 質問 2 について

上記後者の意味で「再現」できない製品であったとしても、（上記前者の意味で「再現」できることで）技術水準に含まれるのであれば、その製品の関連技術情報も当然技術水準に属するはずである（段落 98.）。

(3) 質問 3 について

質問 1 (no) 及び 2 (yes) への回答から、質問 3 は議論の余地がない（段落 100.）。

3. 審決の影響

本審決により、G1/92 の審決に示された「再現」の意味が広く解釈され、市場に投入された製品や当該製品の関連技術情報は技術水準となることが示された。

今後の実務では、技術水準となり得る場合について、本審決に合わせて広く解釈されることに留意が必要である。

<参考：欧州特許条約>

第 54 条 新規性

(1) 略

(2) 欧州特許出願の出願日前に、書面若しくは口頭、使用又はその他のあらゆる方法によって公衆に利用可能になったすべてのものは技術水準を構成する。

(3) –(5) 略

—EPO のニュースリリース等は、以下参照—

(EPO のニュースリリース)

<https://www.epo.org/en/case-law-appeals/communications/press-communicue-2-july-2025-concerning-decision-g-123-solar-cell>

(拡大審判部の審決 G 1/23)

https://link.epo.org/web/case-law-appeals/Communications/G_1_23_Decision_of_the_Enlarged_Board_of_Appeal_of_2_July_2025.pdf

－ 拡大審判部への質問付託時の欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

- [欧州特許庁 \(EPO\) 審判部、先行技術を構成する技術水準 \(公衆に利用可能\) の解釈を拡大審判部に付託 \(2023年6月29日\) \(PDF\)](#)

(以上)